

岡山県自殺対策連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、岡山県自殺対策連絡協議会（以下「協議会」）という。

(目的)

第2条 協議会は、公的機関と民間団体とが協働して、県内の自殺の発生状況やその背景を調査・分析し、その特性に応じた具体的な取組みの方向性の協議等を行う場として設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 自殺の発生状況等に関する情報交換
- (2) 自殺の背景等に関する調査・分析
- (3) 自殺の特性に応じた具体的な取組みの方向性の協議
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構成機関・団体)

第4条 協議会の構成機関・団体（以下「構成団体」という。）は、別紙のとおりとする。

(委員等)

第5条 協議会に、構成団体から選出された委員を置く。

2 協議会に、委員長を置く。

3 委員長は、岡山県精神保健福祉センター所長をもって充てる。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、岡山県保健医療部健康推進課に事務局を置く。

(会議)

第7条 協議会の会議は、委員長が招集する。

附 則

この規約は、平成18年11月29日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年8月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年8月12日から施行する。

岡山県自殺対策連絡協議会構成機関・団体名簿

| 構成機関・団体名 |
|------------------|
| 岡山県医師会 |
| 岡山県精神科病院協会 |
| 岡山県精神神経科診療所協会 |
| 岡山弁護士会 |
| 岡山県司法書士会 |
| (福)岡山いのちの電話協会 |
| 岡山県民生委員児童委員協議会 |
| 岡山県愛育委員連合会 |
| 岡山県経営者協会 |
| 岡山県保健所長会 |
| 岡山労働局職業安定部職業対策課 |
| 岡山労働局労働基準部健康安全課 |
| 岡山県警察本部生活安全企画課 |
| 岡山県教育庁人権教育・生徒指導課 |
| 岡山県県民生活部くらし安全安心課 |
| 岡山県保健医療部医薬安全課 |
| 岡山県子ども・福祉部地域福祉課 |
| 岡山県子ども・福祉部子ども家庭課 |
| 岡山県産業労働部労働雇用政策課 |
| 岡山県精神保健福祉センター |
| 岡山県保健医療部健康推進課 |